第１号様式（第２条関係）

（表）

練馬区保健所長　殿

　　住所

開設者

氏名

電話番号　　　（　　　　　）

ＦＡＸ番号　　　（　　　　　）

法人にあっては、名称、主たる事

務所の所在地および代表者の氏名

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第１項前段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 名　　　　　　　　称 |  |
| ２ | 開　　設　　場　　所 | 電話番号　　（　　　）ＦＡＸ番号　　（　　　） |
| ３ | 開　設　年　月　日 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| ４ | 管理者 | 氏　　　　名 |  |
| 住　　　　所 | 電話番号　　（　　　）ＦＡＸ番号　　（　　　） |
| 免許の種別登録番号登録年月日 | 歯科医師　 ・　 歯科技工士第　　　　　　　　　　　号年　　　月　　　日 |
| ５ | 業務に従事する者の氏名等 |
| 氏名 | 免許 | リモートワークを行う場合は、リモートワークを行う場所および連絡可能な電話番号 |
| 種別 | 登録番号登録年月日 |
|  | 歯科医師・歯科技工士 | 第　　　　　号 年　月　日 |  |
|  | 歯科医師・歯科技工士 | 第　　　　　号 年　月　日 |  |
|  | 歯科医師・歯科技工士 | 第　　　　　号 年　月　日 |  |
| ６ | 構造設備の概要および平面図（別添） | 歯科技工所　面積　　　　　　　　㎡造　　　　　　　　階建歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおり |

（裏）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 歯科技工所の構造設備 |
| 項　　　　　　目 | 歯科技工士法施行規則 | 状　態 |
|  | 歯科技工を行うのに必要な設備および器具等を備えている。 | 第13条の２第１号 | 有・無 |
| ※「歯科技工を行うのに必要な設備および器具等」はつぎのとおり□防音装置　　□防火装置　　　　□消火器　　　　□照明設備　　　□空調設備□給排水設備　□石こうトラップ　□空気清浄機　　□換気扇□技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ)　　　　　　□電気掃除機□分別ダストボックス　　　　　　□防じん用マスク□模型整理棚　　□書籍棚□救急箱　　　□吸じん装置(室外排気が望ましい)　□歯科技工用作業台□材料保管棚(保管庫)　　　　　　□薬品保管庫 |
|  | 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備および器具等が整備および配置されており、かつ、清掃および保守が容易に実施できる。 | 第13条の２第２号 | 適・否 |
|  | 手洗設備を有している。 | 第13条の２第３号 | 有・無 |
|  | 常時居住する場所および不潔な場所から明確に区別されている。 | 第13条の２第４号 | 適・否 |
|  | 安全上および防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している。 | 第13条の２第５号 | 適・否 |
|  | 照明および換気が適切である。 | 第13条の２第６号 | 適・否 |
|  | 床は、板張りもしくはコンクリートまたはこれらに準ずるものである。 | 第13条の２第７号 | 適・否 |
|  | 出入口および窓は、閉鎖できるものである。 | 第13条の２第８号 | 適・否 |
|  | 防じん、防湿、防虫または防そのための設備を有している。 | 第13条の２第９号 | 有・無 |
|  | 廃水および廃棄物の処理に要する設備および器具を備えている。 | 第13条の２第10号 | 有・無 |
|  | 歯科技工に伴って生じるじんあいまたは微生物による汚染を防止するのに必要な構造および設備を有している。 | 第13条の２第11号 | 有・無 |
|  | 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している。 | 第13条の２第12号 | 有・無 |
|  | リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。 | 第13条の２第13号 | 適・否 |
| 備考１　備えている設備および器具等の前の□の中にレを付すこと。２　「有」または「無」のいずれかおよび「適」または「否」のいずれかを○で囲むこと。３　歯科医師および歯科技工士については、免許証の写しを添えること。４　開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書(履歴事項証明書)を添えること。５　歯科技工士室の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。６　敷地の平面図および付近の見取図を添付すること。７　リモートワークとは、「２　開設の場所」以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物または矯正装置の設計およびこれに付随する業務をいう。ただし、切削加工や研磨等を行わない業務であること。(注)　免許証については、原本を持参すること。 |